

学習用情報端末

# Chromebook 運用規程



美瑛町教育委員会

令和3年3月1日 策定  
(令和3年10月1日 一部改正)

# 1 目的

この規程は、本町が教育の情報化を推進するため、令和2年度に美瑛町立小中学校に在籍する児童生徒に1人1台ずつ整備した学習用情報端末を活用し、子どもたちの学習を進める上で必要となる事項を定めます。

## 2 学習用情報端末

本町においては、学習用情報端末のオペレーティングシステムを選択するに当たり、美瑛町教育委員会と美瑛町立各小中学校と協議の上、Googleが提供する「Chrome OS™」に決定しました。これに伴い、各校で使用する学習用情報端末は「Chromebook™」を使用することとし、児童生徒及び教職員に、美瑛町教育委員会から以下のハードウェアを無償で貸与することとします。また、Chromebookで使用するアプリケーションについては、次のとおりとし、各学校長からの要望の下で必要に応じ追加します。

### (1) ハードウェア

品名	貸与範囲	備考
Chromebook 本体	児童・生徒・教職員	
Chromebook 充電器	児童・生徒・教職員	
Wi-Fi ルーター	児童・生徒	必要な家庭 ※

※ 本町では、家庭学習を進めるに当たり、自宅でインターネットに接続する環境が十分ではない場合、美瑛町家庭学習用モバイル Wi-Fi ルーター貸与要綱に基づき、必要なモバイル Wi-Fi ルーターを貸与します。なお、貸与後のインターネット接続に必要な契約手続及びその通信費用の負担は、貸与を受けた家庭の責任となります。

### (2) アプリケーション

名称	主な機能	備考
Google for Education		
G Suite for Education		
・ドキュメント	文書作成	
・スライド	発表資料準備	
・スプレッドシート	表・グラフ作成	
・フォーム	質問フォームと集計	
・図形描画	図形の作成	
・Jamboard	電子ホワイトボード	
・ドライブ	資料の保管	
・Meet	ビデオ対話	
・Gmail	メール	
・カレンダー	行動計画作成	
Google Classroom	クラス・生徒管理	
ロイロノート	学習支援	
eライブラリ	自主学习	
Zoom ミーティング	ビデオ対話	

### 3 個人情報取り扱い

#### 小中学校のネットワーク環境等について

##### (1) 学校で扱う情報の種類について

本町の小中学校では、校内のセキュリティ機能の向上に向け、校務系と学習系のネットワークを物理的に分離しています。それぞれのネットワークで扱う情報は、概ね次のとおりです。

区分	情報の内容
校務系	<ul style="list-style-type: none"> <li>校務支援システム情報</li> <li>児童生徒の成績及び出欠席</li> <li>健康診断結果</li> <li>指導要録、指導計画</li> <li>児童生徒がアクセスすることを想定していない情報</li> <li>その他児童生徒のプライバシー等に重大な影響を及ぼす情報</li> </ul>
学習系	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の氏名、学年、学級</li> <li>児童生徒の学習活動の結果</li> <li>学習支援ソフトに関するデータ</li> <li>児童生徒が作成した作品、作文、撮影した写真、映像など</li> </ul>
区分を問わず	<ul style="list-style-type: none"> <li>セキュリティ管理をしなくても構わない情報</li> <li>公開を前提としている情報</li> <li>教員が作成するプリントや教材など</li> </ul>

##### (2) 校内ネットワークについて

校内ネットワークは、学習系情報を扱う学習系ネットワーク（以下「NW」という。）と、校務系情報を扱う校務情報系NWに分かれます。校務系NWでは、秘匿性の高い情報を取扱うため、無線LANアクセスポイント（以下「無線AP」という。）の接続を制限しています。

学習系NWは、G Suiteをはじめとするクラウドサービスの利用が可能な回線であり、児童生徒については、各教室に備付けの無線APが利用できます。このため、各校のインターネット回線の出口には、校内外からの不正アクセスの防止する「ファイアウォール」を設置しています。

##### (3) 端末の種類とネットワーク接続について

各校には、校務で使用する校務用PC、パソコン室に設置している児童生徒用PC、学習用端末「Chromebook」の3種類です。なお、各端末で使用する回線は以下のとおりです。

端末の種類	主な設置場所	回線の種類		機種（OS）
		校務系	学習系	
校務用PC	職員室	○	×	Windows PC
指導用PC(A)	普通教室	×	○	Windows PC
指導者PC(B)	普通教室	×	×	Windows PC
児童生徒用PC	パソコン室	×	○	Windows PC
学習用端末	普通教室・特別教室 体育館等	×	○	Chromebook

※指導用PC(A)は、町で各校の普通教室に配置したリースPC

※指導用PC(B)は、一部の複式学級に配置したデジタル教科書再生専用PC

#### (4) G Suite の利用に係る個人情報

G Suite を含むクラウドサービスは、児童生徒の情報活用能力を育むために必要なツールです。各学校において、chromebook を日常的に、かつ、効果的に活用し学習活動の充実を図ります。

個人情報は、その重要性から「重要な情報」「次に重要な情報」「守らなくてもほとんど影響のない情報」の3段階に分類され、子どもたちが、パソコンやタブレットを使って作成した作品・作文や書き込んだワークシート、動画や写真などの学習系情報は、「次に重要な情報」に含まれます。

「次に重要な情報」は、セキュリティ侵害時に、重要な情報ほど深刻な影響はないものの、軽微な影響がある情報であり、個人情報保護法に基づき安全管理義務が生じます。よって、学校の外に流出しないようシステム面の防御と、子どもたちへ取り扱いについて指導します。

一方、個人情報を全て「重要な情報」に定義してしまうと、学習系情報を授業や学習の中で自由に見せ合うことが困難になるなど、子どもたちの学びを広げるうえで、大きな制約になってしまいます。

児童生徒が、授業や学習活動を通して生成する学習系情報については、個人情報が含まれると考えてください。例えば、作文には友人の氏名が記載される場合があり、写真や動画を撮影した場合には、児童生徒の顔やゼッケンといった個人情報が映り込むことは起こり得ます。

情報の分類表

個人情報レベル	クラウド	セキュリティ侵害が及ぼす影響	情報の例	取扱い
重要な情報 (S・A)	×	他者に知られると児童生徒又は教職員の生命、財産、プライバシー等へ重大な影響を及ぼす。	指導要録・成績処理情報・学籍情報 等	教職員のみ
次に重要な情報 (B)	○	学校事務及び教育活動の実施に軽微な影響を及ぼす	学習情報(作品・ワークシート 動画・写真・取組の評価)	授業・学習の中では自由に使うが、外部には漏らさない
守らなくてもほとんど影響のない情報 (C)	○※	影響をほとんど及ぼさない	作成教材、学校行事予定表 公開前提の情報	規定なし

学校で管理する情報

◆ 情報レベルのアルファベット表示は、別冊1の美瑛町立小中学校情報セキュリティ・ポリシーと符合します。

- ※1 各々の児童生徒が指定したユーザーしかアクセスできないフォルダに保存する。
- ※2 ドライブのフォルダやドライブに保存しているファイルを他の人と共有しない。
- ※3 教職員から一斉配付される課題等は、児童生徒が指定したユーザーのみで共有する。

## 4 クラウドサービス(G Suite)

### クラウドサービスの概要について

#### (1) G Suite for Education

G Suite for Education（以下「G Suite」）は、Google 社が提供する教育用のクラウドサービスであり、児童生徒及び教員は、このサービスが無償で使用することができます。

##### クラウドサービスとは

クラウドとは、クラウドコンピューティングの略称で、インターネット上にあるデータやソフトウェアなどを、それがどこに存在するかを意識することなく使える環境や利用形態のことです。（英語の cloud＝雲からきています）

#### (2) G Suite でできること

G Suite では、例えば、G Suite のアプリの一つであるドライブを使えば、児童生徒は、学校で行っているレポートやスライドなどの資料作成の続きを、自宅のパソコンでも行うことが可能となり、個別に収集した資料や写真をグループで共有したりすることができます。また、カレンダー機能を使って、協働学習の進捗状況をグループで共有することも可能です。さらに、G Suite の Classroom を使えば、先生から児童生徒への課題の配付や質問の受け付け、課題の提出状況の確認や採点などを、クラウドサービス経由で行うことも可能です。G Suite のデータ保存容量は無制限であり、容量の大きな動画コンテンツや画像も保管することができます。

#### (3) G Suite により授業でできること

- ドキュメント（文書作成アプリ）  
複数の人が同時に閲覧と書き込みができる文書作成ツールです。文章だけではなく、ウェブページへのリンクや画像も挿入できます。
- スプレッドシート（表計算アプリ）  
複数の人が同時に閲覧と書き込みができる表計算ツールです。エクセルのように関数や画像の挿入も可能です。
- フォーム（質問・集計アプリ）  
設問や選択肢を含めた入力画面が簡単に作れ、アンケートや小テストに利用できます。また、授業中にフォームを使って意見を集め、結果をグラフでリアルタイムに表示しながら、児童生徒の議論を深めることもできます。
- スライド（発表資料準備アプリ）  
複数の人が同時に閲覧と書き込みができるプレゼンテーションツールです。文章だけではなく、図版や写真などを使って、自由に発表資料を作成できます。

#### (4) 児童生徒が家庭でできること

児童生徒は、自宅のパソコンや個人所有のスマートフォンでも、G SuiteのアカウントによりG Suiteを利用できます。例えば、授業で作成したスライド資料やレポート、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した静止画や動画などをG Suiteのアプリ「ドライブ」に保存し、児童生徒が自宅で振り返り学習をすることが考えられます。

なお、ドライブに保存したデータが、他の児童生徒に見られてしまうことがあるかという疑問については、標準設定のままでは、ドライブに保存したデータは、他人からは見られる心配はありません。ただし、ファイルやドライブごとに共有できるユーザーを追加することにより、複数のユーザーとデータを共有することが可能となります。安易に共有すると、個人情報が見られるおそれがあるため注意が必要です。

### クラウドサービスを利用する上で注意事項

#### (1) 情報リテラシー

G Suiteのアプリ「Meet」や無料アプリの「Zoom ミーティング」などは、インターネット回線を介してビデオ通話を行えるサービスです。また、G Suiteのアプリ「Chat」では、互いにメッセージをやりとりすることが可能です。

今後、各学校でG Suiteを含むクラウドサービスが利用されていく中で、現時点では想定していない効果的な利用方法が出てくる可能性があります。各学校においては、クラウドサービスの利用に当たり、「5つの禁止行為」と「3つの留意事項」の内容を徹底します。

	内 容
禁 止 行 為	1 法令に違反する行為 2 懲戒処分の指針に抵触する行為 (平成17年12月16日付け北海道教育委員会決定) 3 いじめにつながる行為や誹謗中傷 4 個人情報の漏えいなど不適切な行為 5 成績処理情報や学籍情報等、機微情報の送受信
留 意 事 項	ア 個人情報の保護の留意点 イ 職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱い ウ いじめ防止等

### ① 個人情報の保護の留意点

ア G Suite を含むクラウドサービスでは、ファイルやドライブごとに共有できるユーザーを追加することにより、複数のユーザーとデータを共有することができる機能があるため注意する。

イ Classroom では、児童生徒の提出物の採点やコメントの入力を行うことができるが、あくまでも Classroom は児童生徒の一時的な提出場所として利用し、Classroom 上では成績処理等を行わない。

### ② 職員と児童生徒との連絡手段の適切な取扱い

ア 不祥事防止に向け、原則、職員と児童生徒との間で、電話や電子メール・通話アプリケーション・SNS 等による私的な連絡等を行わない。また、G Suite を含むクラウドサービスを利用した児童生徒との通信は、授業や学習活動に限ることとする。

イ アの内容を踏まえ、クラウドサービスを利用した児童生徒との通信は、一定の有効性や利便性が認められる。このことから、学習活動等以外での児童生徒との通信を行う場合は、各学校で定める校内規程※1 に基づき、校長の許可の下で実施する。

(※1 職員と児童生徒との連絡手段に関わる校内規程)

### ③ いじめの防止等

ア 児童生徒が G Suite を含むクラウドサービスを利用した、いじめや犯罪等のネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、児童生徒を対象に利用方法、情報セキュリティや情報モラルなどに関する指導を行う。

イ いじめの対応にあたっては、「美瑛町いじめの防止基本方針」に基づき、学校において組織的に対応するとともに、定期的なアンケート調査や個人面談の実施等、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えて、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## (2) 児童生徒個人所有の端末での利用

児童生徒が個人で所有する端末（パソコン・タブレット）やスマートフォンでの利用は、個人情報等の取扱い等一定の条件を付して、その利用を認めます。なお、G Suite は、Windows 端末、Chromebook、iPad など、いずれの端末でも利用でき、個人のスマートフォンでも利用することができます。

### (3) 利用の手続き

#### ① 保護者の同意について

G Suite は、個人アカウントを設定し、情報をクラウドサービスに保存するため、その利用に当たっては、美瑛町個人情報保護条例第7条第1項第1号の規定に基づき、本人等の同意が必要となります。このため、児童生徒が初めて Chromebook を使用する際には、予め各校の責任において「chromebook 使用についての同意書」の提出を、保護者に求めることとします。なお、同意が得られない場合は、chromebook を使用することはできません。

#### 美瑛町個人情報保護条例（平成15年美瑛町条例第3号）

（利用及び提供の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を超えた保有個人情報の利用又は実施機関以外のものへの提供（以下「目的外利用等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 以下省略

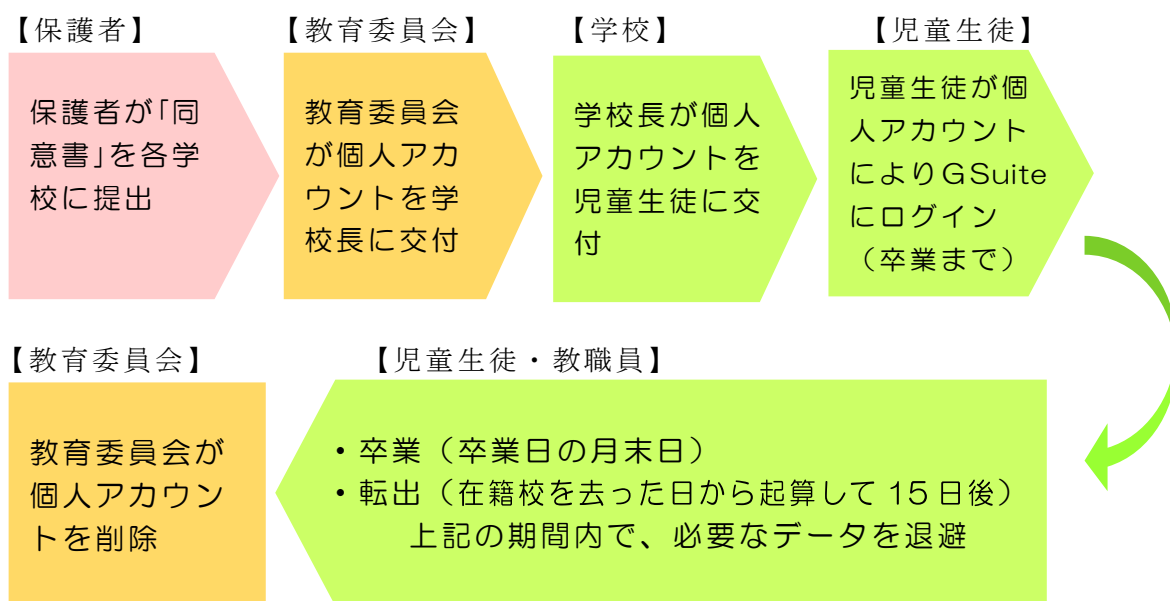
#### ② 個人アカウントの交付について

教育委員会では、各学校を通じて「①」の同意書を得られた子どもについて、G Suite を使用する際に必要となるアカウントを発行します。この個人アカウントは、義務教育課程である小学校第1学年の入学時から、中学校第3学年を卒業するまでの間、同一のアカウントを使用します。この際、各学校では児童生徒に対し、個人のアカウントを決して他人に漏らさぬよう注意するとともに、情報セキュリティや情報モラルについても、授業の中で繰り返し指導していきます。

#### ③ 卒業後の個人アカウントについて

卒業生や他の市町村へ転出した児童生徒は、本町で発行したアカウントを利用できません。G Suite を利用していた在校生が卒業や転出した場合は、以下の期間を経過した後に教育委員会がアカウントを削除します。対象となる児童生徒には、削除までの期間中に、個人で必要なデータを別な場所に保管させてください。また、削除した後のデータを復元することはできません。なお、教職員の転出についても同様の取扱いとします。





## 5 端末の持ち帰り

### （1）児童生徒における学習用情報端末の持ち帰り

学習用情報端末を持ち帰れば、あるいは、家庭のパソコンを利用すれば、学校の授業と家庭学習がスムーズにつながります。授業で使ったクラウド上のコンテンツを、自宅からも利用することができ、学校で行った学習活動を家でも継続して進められるなど、子どもたちの学びの幅が広がります。

国もコロナ禍において、各学校の創意工夫により、可能な限り学校教育活動を継続するとともに、やむを得ず登校できない場合は、家庭環境や情報セキュリティに十分留意しながら、オンライン学習が行える環境を整えるよう通知しています。

一方、自宅で端末を使用する際には、その保管方法や使用時間、個人情報の取扱いなど、予め、子どもたちの持ち帰りに対するルールを定め、情報リテラシーに関する十分な指導が必要となります。

本町においては、まずは、学校において児童生徒が端末操作に慣れることから始め、日常的に活用できるスキルや環境が整い次第、順次持ち帰りを進めていきます。

### （2）教職員における端末の持ち帰り

教員の在宅勤務中における学習用情報端末の利用ですが、G Suite は、自宅のパソコンや個人所有のスマートフォンからも利用できますが、自宅等でG Suite のアカウントを利用するのは、校長から在宅勤務を認められた者とし、利用は一時的かつ最小限とします。なお、G Suite ではログインした履歴がアカウント毎に記録されます。

## 美瑛町立〇〇小学校 学習用情報端末のルール

令和3年 月 日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、学習用情報端末を上手に活用していくことが大切です。学習用情報端末はみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、美瑛町立〇〇小学校は、『学習用情報端末のルール』を定めました。全員でこのルールを守り、学習用情報端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

## 1 目的

- 学校で貸し出す学習用情報端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外に使ってははいけません。

## 2 使用する場面

- 学校と家庭以外では使用しません。
- 登下校中は、学習用情報端末をカバンから出しません。
- 使う時間が決まっています。
  - ◇ 低学年…午前〇時から午後〇時まで
  - ◇ 中学年…午前〇時から午後〇時まで
  - ◇ 高学年…午前〇時から午後〇時まで
- なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- 持ったまま走ったり、じめんにおいたりしない。
- カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしない。
- 水をかけたり、湿気の多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどにはおかない。
- 指でふれる、または、専用ペンを使うようにする。鉛筆やペンでふれたり、落書きしたり、磁石を近づけることなどは絶対にしない。

### 3 学校で使う場合

- 学校で学習用情報端末を使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- 休み時間や放課後に使う時も、先生がみとめたこと以外に使いません。

### 4 家庭で使う場合

- 使用する時間は、家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。
- 就寝する 1 時間前は使いません。
- 自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。

### 5 保 管

- 学校での保管は、各学校の充電保管庫に入れます。
- 家庭で保管するときは、家の中の目の届くところに置いておきます。

### 6 健康のために

- 学習用情報端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。

### 7 安全な使用

- インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。

### 8 個人情報等

- 自分の学習用情報端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

## 9 カメラでの撮影

- 先生が許可した時以外でカメラは使いません。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

## 10 データの保存

- 新しく、アプリケーションをいれることは禁止です。
- 学校の学習用情報端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したもののだけ保存します。

## 11 設定の変更

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などの学習用情報端末の設定は、勝手に変えません。

## 12 不具合や故障

- 学校で、学習用情報端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- 家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。
- 偶然破損した場合、基本的には教育委員会負担で修理や交換します。また、予備の端末がありますので、修理や交換の際は予備機を貸し出します。

### 破損の原因について

破損の原因について、偶然か故意か明確な基準のもと事象を切り分けして、ご家庭への負担を請求することは想定してません。子どもやご家庭から使用状況を聞き取り、必要に応じ生徒指導上の課題として、取扱方法を子どもたちへ指導していきます。

## 13 使用の制限

このルールが守れないときは、学習用情報端末を使うことができなくなります。

### 大切に使うための7か条

- 1 手を洗って,丁寧に使いましょう。
- 2 使えるソフトは,先生から指示されたものだけです。
- 3 使い終わった時は,必ずログアウト,シャットダウンするようにしましょう。
- 4 chromebookの入ったカバンは,丁寧に扱きましょう。
- 5 学校と自宅で使いましょう。
- 6 もし壊れてしまった場合は,すぐに先生に伝えましょう。
- 7 家の人と相談し,使い方のルールを決めましょう。

### してはいけない7か条

- 1 弟姉妹や友達に,自分のchromebookを貸すこと。
- 2 食べたり飲んだりしながら,chromebookを使うこと。濡れた手で触ること。
- 3 長い時間使うこと。夜遅く使うこと。
- 4 充電器以外のものを接続すること。
- 5 設定の変更,アプリの追加や削除をすること。
- 6 友達の作品やファイルを勝手に修正したり,削除したりすること。
- 7 人を傷つける内容や,個人情報(お家や家族のこと,秘密のことなど)を書き込むこと。

## 美瑛町立〇〇中学校 学習用情報端末のルール

令和3年 月 日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくためには、学習用情報端末を上手に活用していくことが重要です。学習用情報端末は、皆さんの学習に役立てるための道具ですが、便利な反面、場合によっては犯罪行為に巻き込まれるなど、危険な場面に遭遇することも十分に考えられます。

そのため、美瑛町立〇〇中学校は、『学習用情報端末のルール』を定めました。全員でこのルールを守り、学習用情報端末を「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

## 1 目的

- 学校で貸し出す学習用情報端末は、学習活動のために使用することが目的です。学習活動に関わる以外に使用してはいけません。

## 2 使用する場面

- 学校と家庭以外での使用は認めません。
- 登下校中は、学習用情報端末を鞆から出してはいけません。
- 使用時間は、午前〇時から午後〇時までです。
- 学習用情報端末は、学校から皆さんに貸し出している高価な機器です。精密機械であることを理解し、破損、紛失、盗難や水没など、持ち運びや使用に当たっては十分注意してください。

## 3 学校で使用する場合

- 学校で学習用情報端末を使用する場合は、担当の先生の指示に従ってください。
- 休憩時間や放課後に使用する場合も、先生が認めた内容以外の用途に使用してはいけません。

#### 4 家庭で使用する場合

- 使用する時間は、予め保護者とよく話し合い、長時間使用せず、細かな休憩をとりながら使用してください。
- 就寝 1 時間前は、学習用情報端末を使用してはいけません。
- 学習用情報端末を自宅に持ち帰った後は、次の登校日までに充電を完了させてください。

#### 5 保 管

- 学校での保管は、各学校の充電保管庫に入れてください。
- 家庭で保管する場合は、保護者の人の目の届く範囲に保管してください。

#### 6 健康のために

- 学習用情報端末を使用する際は、正しい姿勢をとり、画面と一定の距離を確保し使用してください。
- 30分に一度は遠くの景色を眺めるなど、時々目を休ませてください。

#### 7 安全な使用

- インターネットには制限がかけられています。万が一不審なサイトに入ってしまった場合は、すぐに画面を閉じ、先生に知らせてください。

#### 8 個人情報等

- 自分の学習用情報端末を他人に貸したり、使用させてはいけません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)は、インターネット上にあげてはいけません。
- 相手を誹謗中傷する書き込みや言動は、絶対にしてはいけません。

#### 9 カメラでの撮影

- 先生が許可した場合以外は、カメラを使用してはいけません。
- 誰かを撮影する場合は、必ず、撮影相手の許可をもらい撮影してください。

## 10 データの保存

- 学習用情報端末で作成したデータや、インターネットからダウンロードしたデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したもののみ保存することができます。

## 11 設定の変更

- 新たなアプリケーションを追加することは禁止します。
- デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像など、学習用情報端末の設定を勝手に変えることは認めません。

## 12 不具合や故障について

- 学校で、学習用情報端末が起動しない場合や、インターネットに接続できず、再起動をしても回復しない場合は、速やかに先生に申し出てください。
- 誤って学習用情報端末を破損させてしまった場合や、紛失、盗難にあった場合は、速やかに学校へ連絡してください。
- 偶然破損した場合、基本的には教育委員会負担で修理や交換します。また、予備の端末がありますので、修理や交換の際は予備機を貸し出します。

### 破損の原因について

破損の原因について、偶然か故意か明確な基準のもと事象を切り分けして、ご家庭への負担を請求することは想定してません。子どもやご家庭から使用状況を聞き取り、必要に応じ生徒指導上の課題として、取扱方法を子どもたちへ指導していきます。

## 13 使用の制限

これらのルールが守れない場合や、ルールに違反した場合は、学習用情報端末を使うことができなくなります。なお、学習用情報端末は、ログインやログアウトした履歴がアカウント毎に記録されます。



### 大切に使うための7か条

- 1 手を洗って, 丁寧に使いましょう。
- 2 使えるソフトは, 先生から指示されたものだけです。
- 3 使い終わった時は, 必ずログアウト, シャットダウンするようにしましょう。
- 4 chromebookの入ったカバンは, 丁寧に扱きましょう。
- 5 学校と自宅で使いましょう。
- 6 もし壊れてしまった場合は, すぐに先生に伝えましょう。
- 7 家の人と相談し, 使い方のルールを決めましょう。

### してはいけない7か条

- 1 弟姉妹や友達に, 自分のchromebookを貸すこと。
- 2 食べたり飲んだりしながら, chromebookを使うこと。濡れた手で触ること。
- 3 長い時間使うこと。夜遅く使うこと。
- 4 充電器以外のものを接続すること。
- 5 設定の変更, アプリの追加や削除をすること。
- 6 友達の作品やファイルを勝手に修正したり, 削除したりすること。
- 7 人を傷つける内容や, 個人情報(お家や家族のこと, 秘密のことなど)を書き込むこと。